

消費税引上げに伴う機構リースの基本貸付料及び譲渡代金の税率について

消費税法の改正により、現行の消費税率は、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に引き上げられることが予定されています。

消費税の引上げに伴い、機構リースの基本貸付料及び譲渡代金の消費税率は、次のとおりになりますので、ご了承願います。

- 1 平成16年1月1日以降に貸付開始したリース(売買取引リース)
 - (1) 貸付開始時期が平成16年1月1日以降平成26年3月末までのリース
基本貸付料、譲渡代金ともに5%が適用
 - (2) 貸付開始時期が平成26年4月1日から平成27年9月末までのリース
基本貸付料、譲渡代金ともに8%が適用
 - (3) 貸付開始時期が平成27年10月1日以降のリース
基本貸付料、譲渡代金ともに10%が適用

- 2 平成15年12月31日以前に貸付開始したリース(賃貸借取引リース)
 - (1) 基本貸付料
平成26年4月1日以降は、5%が適用
 - (2) 譲渡代金
 - ア. 平成26年4月1日～27年9月末は、8%が適用
 - イ. 平成27年10月1日以降は、10%が適用

(参考)

別紙の「消費税引き上げに伴う機構の貸付料及び譲渡代金の税率について」を参照下さい。